

福岡県公報

平成26年5月16日
第3594号

目次

告示(第443号-第453号)

○ふるさと寄附金収納事務の委託	(税務課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○農用地土壌汚染対策地域の指定	(食の安全・地産地消課)	2
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○救急病院の認定	(医療指導課)	5
○救急病院等の認定	(医療指導課)	5
○救急病院等の認定	(医療指導課)	6
○指定代理納付者の指定	(税務課)	6
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	6

公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○落札者等の公示	(教育庁総務課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	9
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	11
○平成26年度毒物劇物取扱者試験の実施について	(薬務課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○落札者等の公示	(税務課)	13

○落札者等の公示	(税務課)	14
○落札者等の公示	(総務事務センター)	14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	17
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	17

選挙管理委員会

○政治団体の平成24年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	18
○政治団体の平成24年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	20
○政治団体の設立届	(市町村支援課)	21
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	22
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	23
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	24
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	24
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	25

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課)	26
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課)	26
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活安全総務課)	27

告示

福岡県告示第443号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する事務

ふるさと寄附金（コンビニエンスストアにおいて納付されるものに限る。）

2 委託の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社フューチャーコマース

(2) 所在地

京都府京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町101番地

アーバンネット四条烏丸ビル

3 委託した日

平成26年4月1日

4 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

福岡県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	船越線 前原	糸島市志摩初43番7先から 糸島市志摩津和崎59番先まで

福岡県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線 志摩	糸島市志摩津和崎67番1先から 糸島市志摩初26番1先まで

福岡県告示第446号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 対策地域を指定した年月日 平成26年4月30日

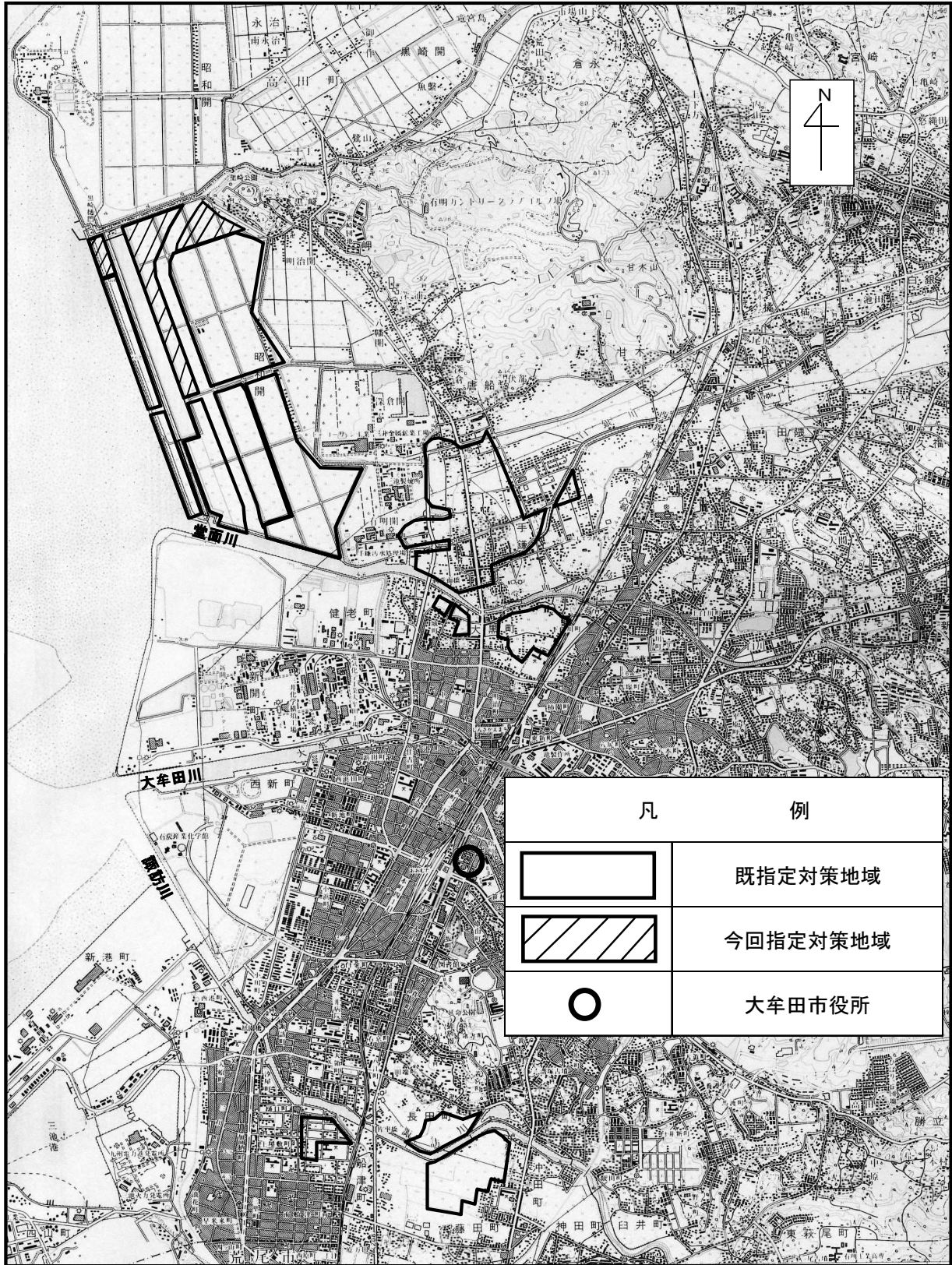
2 指定した対策地域の区域


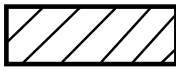

指定地域
大牟田市昭和開のうち、大牟田市平面図中斜線で示された部分に該当する区域の水田

対策地域の図面、面積及び地番は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部食の安全

・地産地消課、福岡県筑後農林事務所及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

大牟田市平面図



凡 例	
	既指定対策地域
	今回指定対策地域
	大牟田市役所

福岡県告示第447号

次に掲げる病院は、平成25年12月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841

福岡県告示第448号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841	平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで

福岡県告示第449号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
福岡山王病院	福岡市早良区百道浜3-6-45	平成26年3月1日から 平成29年2月28日まで

福岡県告示第450号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
糸島医師会病院	糸島市浦志532-1	平成26年3月16日から 平成29年3月15日まで
医療法人有田病院	糸島市前原西4-5-28	
医療法人井上会篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	
医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	
福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	
甘木中央病院	朝倉市甘木667	
医療法人かつき会香月病院	朝倉市下浦715	
富田病院	久留米市城島町四郎丸261	
田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	
聖マリア病院	久留米市津福本町422	
医療法人楠病院	久留米市日吉町115	
医療法人社団高邦会高木病院	大川市大字酒見141-11	
医療法人弘恵会ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施394	
落合脳神経外科医院	大牟田市大字吉野2012	
米の山病院	大牟田市大字今山2324-1	
福岡県済生会大牟田病院	大牟田市大字田隈810	
杉循環器科内科病院	大牟田市大字田隈950-1	
公立八女総合病院	八女市高塚540-2	
飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83	
医療法人ユーアイ西野病院	嘉麻市鴨生532	
小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野1191	
糸田町立緑ヶ丘病院	田川郡糸田町3187	
医療法人療仕会松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1	

福岡県告示第451号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
医療法人原三信病院	福岡市大博町1-8	
秋本病院	福岡市中央区警固1-8-3	
公立学校共済組合九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	
聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3-55-12	
福岡市医師会成人病センター	福岡市早良区祖原15-7	
福西会病院	福岡市早良区野芥1-2-36	
独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	
社会保険仲原病院	糟屋郡志免町別府北2-12-1	
宗像医師会病院	宗像市大字田熊5-5-3	
医療法人光竹会ごう脳神経外科クリニック	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	
医療法人社団医王会朝倉健生病院	朝倉市甘木151-4	
神代病院	久留米市北野町八重亀382-1	
社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100	
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	
田川市立病院	田川市大字楠1700-2	
地方独立行政法人川崎町立病院	田川郡川崎町大字川崎2430-1	
町立芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	
医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191	

福岡県告示第452号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社FFGカード

(2) 所在地

福岡県福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号

2 指定した日

平成26年4月1日

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

福岡県告示第453号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代6月号	雑誌15277-06	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を

図書	2	実話ドキュメント 6月号	雑誌15115- 6	マイウェイ出版株 式会社	誘発し、若しくは 助長し、その健全 な育成を阻害する おそれがある。
----	---	-----------------	---------------	-----------------	---

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市千代丸字向川原555番5から555番7まで並びに馬田字松木1000番1、1000番3及び1000番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、及び代表者氏名
朝倉市菩提寺412番2
朝倉市長
森田 俊介

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県教育庁総務部総務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 西日本産業事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,960,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

I C P金属分析装置（備出1）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年6月3日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

I C P 金属分析装置（備出1）

(2) 調達物品及び数量

I C P 金属分析装置 一式

(3) 履行期限

平成26年9月30日（火曜日）

(4) 履行場所

太宰府市大字向佐野39

福岡県保健環境研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年6月26日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A

05	06	計測機器	AA
----	----	------	----

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県保健環境研究所に平成26年6月13日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成26年5月16日（金曜日）から平成26年6月13日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限
持参する場合は平成26年6月26日（木曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成26年6月25日（水曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）
- (2) 日時
平成26年6月27日（金曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
ICP metal analytical equipment : 1 set
- (2) Delivery period : By September 30, 2014
- (3) Delivery place : Fukuoka Institute of Health and Environmental Sciences
39 Mukaizano, Dazaifu City, 818-0135, Japan
Tel 092-921-9940
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 P M on June26, 2014
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, FukuokaCity, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、宗像市くりえいと北土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 再任した理事

氏名	住所
日南 利幸	宗像市須恵2丁目27番55号
中富 清太	宗像市自由ヶ丘8丁目1番地4
石松 善文	宗像市土穴2丁目3番26号
坂田 幸市	遠賀郡遠賀町大字木守1502番地の13

2 新たに就任した理事

氏名	住所
中野 信己	宗像市平等寺777番地1

3 退任した理事

氏名	住所
石松 直記	宗像市土穴2丁目7番8号
谷口 晤郎	宗像市朝町382番地

公告

平成26年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。

）第6条の2の規定により準用する省令第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日時	場所
平成26年8月5日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市南区玉川町22番1号 第一薬科大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部、受験票1部及び写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）1枚並びに受験申込手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者にとっては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、大牟田市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にとっては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成26年6月18日（水曜日）から同年6月27日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあつては、午前9時から午後5時まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成26年6月27日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成26年9月5日（金曜日）午前9時に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
角田北部土地改良区 角田中部土地改良区 合河北部土地改良区 合河西部土地改良区	平成26年5月1日

公告

（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
元永土地改良区 友枝土地改良区	平成26年5月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

県税に係る収納管理事務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神二丁目13番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

32,246,964円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年5月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

平成26年度福岡県自動車税納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手を決定した日

平成26年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

トッパン・フォームズ株式会社 西日本事業部

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前4丁目4番15号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,505,742円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年5月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

庶務事務システム保守運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

富士電機株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,476,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

公告

角田北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
柳井規久夫	豊前市大字松江1511番地
島津 義博	豊前市大字島中1718番地2
倉本 信一	豊前市大字松江1478番地
豊原 守良	豊前市大字赤熊1283番地19
小島 政幸	豊前市大字松江1539番地
浅野 勲男	豊前市大字松江1585番地
榎本 太	豊前市大字島中243番地2

2 退任監事

氏名	住所
長松 豊秋	豊前市大字島中43番地4
榎本 薫	豊前市大字中村413番地1

3 就任理事

氏名	住所
柳井規久夫	豊前市大字松江1511番地
島津 義博	豊前市大字島中1718番地2
園本 好己	豊前市大字松江481番地2
豊原 守良	豊前市大字赤熊1283番地19
小島 政幸	豊前市大字松江1539番地

浅野 勲男	豊前市大字松江1585番地
榎本 薫	豊前市大字中村413番地1

4 就任監事

氏名	住所
長松 豊秋	豊前市大字島中43番地4
木戸 敏之	豊前市大字島中206番地

公告

畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
谷口 澄隆	田川郡福智町伊方352番地
石橋 弘己	田川郡福智町伊方1712番地
石橋 勝憲	田川郡福智町伊方1703番地2
石橋 德行	田川郡福智町伊方1335番地
松島 司	田川郡福智町伊方1250番地2
高津 一嘉	田川郡福智町伊方963番地
皆川 茂樹	田川郡福智町伊方1022番地
高津 頼光	田川郡福智町伊方134番地
高津 茂	田川郡福智町伊方278番地
太郎丸 宏	田川郡福智町伊方324番地1
堀口 社喜	田川郡福智町伊方761番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地

2 退任監事

氏名	住所
----	----

長谷川秋美	田川郡福智町伊方375番地2
長野 達美	田川郡福智町伊方1594番地
中野 忠夫	田川郡福智町伊方1015番地

3 就任理事

氏名	住所
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
谷口 澄隆	田川郡福智町伊方352番地
石橋 弘己	田川郡福智町伊方1712番地
石橋 勝憲	田川郡福智町伊方1703番地2
石橋 德行	田川郡福智町伊方1335番地
松島 司	田川郡福智町伊方1250番地2
高津 一嘉	田川郡福智町伊方963番地
皆川 茂樹	田川郡福智町伊方1022番地
高津 頼光	田川郡福智町伊方134番地
高津 茂	田川郡福智町伊方278番地
太郎丸 宏	田川郡福智町伊方324番地1
堀口 社喜	田川郡福智町伊方761番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地

4 就任監事

氏名	住所
長谷川秋美	田川郡福智町伊方375番地2
長野 達美	田川郡福智町伊方1594番地
中野 忠夫	田川郡福智町伊方1015番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 福津ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県福津市宮司二丁目1番10号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 くりえいと三丁目商業施設
- (2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと三丁目3番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・歩行者の安全確保に十分配慮すること。
 - ・児童生徒の通学に十分注意すること。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適切に処理すること。

・ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(4) 防災・防犯対策への協力

・駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行うこと。

(5) 騒音の発生に係る事項

・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。

(6) 廃棄物に係る事項等

・ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めること。

(7) 街並みづくり等への配慮等

・地区計画に適合した配色とすること。

(8) その他

・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 くりえいと三丁目商業施設

(2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと三丁目3番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年5月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年4月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称） コメリホームセンター豊前店

(2) 所在地 福岡県豊前市大字赤熊239番ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年12月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,774平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物南側	93

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	23.65

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県北九州市門司区第五支部、福岡市薬剤師連盟、豊前築上医師連盟及び自由民主党八女支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成24年分の政治団体の収支報告書の要旨(平成25年11月福岡県選挙管理委員会告示第123号)の一部を、次のとおり改める。

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成24年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県北九州市門司区第五支部の項を次のとおり改める。

(内容は別紙 No.61 自由民主党福岡県北九州市門司区第五支部のとおり)

平成24年分収支報告書の要旨中、福岡市薬剤師連盟の項を次のとおり改める。

(内容は別紙 No.662 福岡市薬剤師連盟のとおり)

平成24年分収支報告書の要旨中、豊前築上医師連盟の項を次のとおり改める。

(内容は別紙 No.679 豊前築上医師連盟のとおり)

平成24年分収支報告書の要旨(期限後提出分)中、自由民主党八女支部の項を次のとおり改める。

61 自由民主党福岡県北九州市門司区第五支部

報告年月日 25.03.22

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,244,026円
ア 前年繰越額	294,026円
イ 本年收入額	1,950,000円
(2) 支出総額	2,100,102円
(3) 翌年への繰越額	143,924円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数)	1,600,000円	32人
イ 寄附		350,000円	
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)	(内訳別掲)	350,000円	
a 個人からの寄附		50,000円	
c 政治団体からの寄附		300,000円	

合計 1,950,000円

[寄附の内訳]

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
市民連北九州	300,000円	北九州市小倉北区
小計	300,000円	

(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	1,593,687円		
(ア) 人件費	960,000円		
(イ) 光熱水費	96,783円		
(ウ) 備品・消耗品費	279,542円		
(エ) 事務所費	257,362円		
イ 政治活動費	506,415円		
(ア) 組織活動費	499,400円		
(カ) その他の経費	7,015円		
合計	2,100,102円		
662 福岡市薬剤師連盟			
報告年月日	25.03.28		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	25,038,015円		
ア 前年繰越額	6,278,588円		
イ 本年収入額	18,759,427円		
(2) 支出総額	16,099,550円		
(3) 翌年への繰越額	8,938,465円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数) 16,110,000円	1153人	
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
福岡県薬剤師連盟	2,260,500円		
カ その他の収入	388,927円		
一件十万円未満のもの	388,927円		
合計	18,759,427円		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	1,276,740円		
(ア) 人件費	540,000円		
(イ) 光熱水費	300,000円		
(ウ) 備品・消耗品費	220,000円		

(エ) 事務所費	216,740円		
イ 政治活動費	14,822,810円		
(ア) 組織活動費	687,790円		
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	300,000円		
a 機関紙誌の発行事業費	300,000円		
(オ) 寄附・交付金	13,830,400円		
(カ) その他の経費	4,620円		
合計	16,099,550円		
679 豊前築上医師連盟			
報告年月日	25.03.28		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	3,952,304円		
ア 前年繰越額	2,558,195円		
イ 本年収入額	1,394,109円		
(2) 支出総額	2,814,017円		
(3) 翌年への繰越額	1,138,287円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数) 1,093,878円	45人	
イ 寄附	300,000円		
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)	(内訳別掲) 300,000円		
c 政治団体からの寄附	300,000円		
カ その他の収入	231円		
一件十万円未満のもの	231円		
合計	1,394,109円		
[寄附の内訳]			
c 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)		(事務所の所在地)
福岡県医師連盟	300,000円		福岡市博多区
小計	300,000円		

(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	567円		
(ウ) 備品・消耗品費	567円		
イ 政治活動費	2,813,450円		
(ア) 組織活動費	180,000円		
(イ) 選挙関係費	300,000円		
(オ) 寄附・交付金	1,850,000円		
(カ) その他の経費	483,450円		
合計	2,814,017円		
7 自由民主党八女支部			
報告年月日	25.04.26		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	14,265,912円		
ア 前年繰越額	4,026,173円		
イ 本年収入額	10,239,739円		
(2) 支出総額	9,833,752円		
(3) 翌年への繰越額	4,432,160円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	(金額・人数) 306,150円 201人		
イ 寄附	1,500,000円		
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)	(内訳別掲) 1,500,000円		
c 政治団体からの寄附	1,500,000円		
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,927,000円		
新春の集い	1,524,000円		
支部大会	221,000円		
会議負担金	182,000円		
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,410,000円		
自由民主党福岡県支部連合会	410,000円		

自由民主党福岡県第7選挙区支部	6,000,000円		
カ その他の収入	96,589円		
一件十万円未満のもの	96,589円		
合計	10,239,739円		
[寄附の内訳]			
c 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
八女政治経済同志会	1,500,000円	八女市	
小計	1,500,000円		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	617,136円		
(ア) 人件費	225,000円		
(エ) 事務所費	392,136円		
イ 政治活動費	9,216,616円		
(ア) 組織活動費	4,133,911円		
(イ) 選挙関係費	4,515,705円		
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	443,000円		
d その他の事業費	443,000円		
(カ) その他の経費	124,000円		
合計	9,833,752円		
3 資産等の内訳			
(5) 預金若しくは貯金又は郵便貯金			
(残高)	658,625円		

福岡県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の収支報告書の要旨(平成25年11月福岡県選挙管理委員会告示第123号)の一部を、次のとおり訂正する。

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成24年分収支報告書の要旨中、福岡県商工政治連盟添田支部を次のとおり改める。

599 福岡県商工政治連盟添田支部

報告年月日	25.03.28
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	35,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	35,000円
(2) 支出総額	35,000円
(3) 翌年への繰越額	
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄附	35,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	35,000円
a 個人からの寄附	35,000円
合計	35,000円
(2) 支出の内訳	

イ 政治活動費	35,000円
(オ) 寄附・交付金	35,000円
合計	35,000円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出)	35,000円

福岡県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成26年2月1日～2月28日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第九支部	宮崎 吉輝	宮本 慶也	北九州市八幡西区町上津役東1-11-41	○	平成26年2月14日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤ひとし後援会	熊谷 光男	伊藤小夜子	朝倉郡東峰村大字宝珠山3156-1	平成26年2月12日
いまむら寿人後援会	今村 寿人	高嶋 崇	田川市大字弓削田353-6	平成26年2月13日
おおせら利之後援会	山野 芳則	森岡タイ子	糟屋郡宇美町とびたけ2-4-404号	平成26年2月6日

小川こういち後援会	釜本 謹彰	小川 直美	田川郡添田町大字添田2001小川方	平成26年2月18日
村上たくや後援会	村上 卓哉	城戸 章	田川市大字弓削田513-2	平成26年2月10日
脇田義政後援会	美山 武士	山本 信彦	糟屋郡宇美町平和2-11-7	平成26年2月12日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第55号

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成26年2月1日～2月28日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県北九州市八幡東区第四支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区祇園1-1-8-101号	北九州市八幡東区祇園3丁目11番4号	平成26年2月1日	平成26年2月6日
日本共産党福岡西部地区委員会	会計責任者	川原 康裕	三縞 信夫	平成26年2月10日	平成26年2月21日

(2団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
朝倉薬剤師連盟	会計責任者	平位 典嗣	大曲 健司	平成26年2月21日	平成26年2月21日
井上利一後援会	代表者	林 功	神崎 末吉	平成26年1月1日	平成26年2月5日
うみウシ会	政治団体の名称	うみウシ会	白水かつもとと活力あるまちづくりを応援する会	平成26年2月21日	平成26年2月21日
小川こういち後援会	主たる事務所の所在地	田川郡添田町大字添田2001	田川郡添田町大字添田2001小川方	平成26年2月20日	平成26年2月21日
	代表者	鍛田 昭三	釜本 謹彰		
奥村祥子後援会	会計責任者	塚本 君恵	江口 輝宣	平成26年2月20日	平成26年2月20日
県民を主人公に憲法をくらしに生かす福商連県民の会	会計責任者	米田 徹	柳 明夫	平成25年6月1日	平成26年2月5日

後藤元秀後援会	主たる事務所の所在地	豊前市大字挾間546	豊前市大字八屋2022	平成25年9月1日	平成26年2月24日
さいとう守史後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市堀池154-7	飯塚市伊川60	平成26年2月9日	平成26年2月10日
城山雅朗後援会	代表者	児玉 栄太	守田 征一	平成26年1月1日	平成26年2月7日
新上健一政経会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央1-2-3-906号	北九州市八幡東区祇園3丁目11-4	平成26年2月1日	平成26年2月6日
せきおか俊実後援会	代表者	松澤 善裕	赤星 浩	平成26年2月1日	平成26年2月6日
永岡啓祐後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区中井1-40-20-1F	北九州市小倉北区中井1-31-5	平成26年1月1日	平成26年2月27日
原伸一後援会	会計責任者	原 知美	花岡 知美	平成25年6月3日	平成26年2月26日
広瀬勝栄後援会	代表者	井上 和夫	荒巻 智文	平成26年2月14日	平成26年2月19日
福岡県商工政治連盟芦屋町支部	会計責任者	豊増 米人	佐藤 信義	平成26年1月29日	平成26年2月4日
福岡県商工政治連盟福津市支部	代表者	原田 誠	安永 博政	平成25年6月1日	平成26年2月10日
福岡県農政連三潴町支部	代表者	宮原 隆	牛原 龍二	平成25年5月16日	平成26年2月20日
	会計責任者	山田 保則	吉富 榮彦		
福岡県農政連八女支部八女地区	代表者	池田 和本	隈本 弘文	平成26年1月30日	平成26年2月4日
	会計責任者	住吉 高男	池田 和本		
前田宏三後援会	代表者	堀江 英明	大桑 康	平成26年2月13日	平成26年2月20日
まつかぜの会	会計責任者	西 智子	西 恵正	平成26年2月4日	平成26年2月4日
みなとから変える会	政治団体の名称	みなとから変える会	みなとから戸畑を変える会	平成26年2月17日	平成26年2月17日
	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区日の出2-8-11	北九州市戸畑区千防2-6-30		
みやはら信孝後援会	主たる事務所の所在地	久留米市東町34-53	久留米市通町3-1	平成26年2月1日	平成26年2月10日
宮本秀国後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区玉川町6-16 ジョイ高宮101号	福岡市南区玉川町12-24	平成25年10月20日	平成26年2月10日
	代表者	梶島 敏雅	安部 辰信	平成25年2月24日	

(23団体)

福岡県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成26年2月1日～2月28日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党福岡県第6区総支部	平成26年2月15日	平成26年2月28日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
井上寿義後援会	平成25年12月31日	平成26年2月5日
さくらぎ悟後援会	平成25年12月31日	平成26年2月25日
さとう俊郎後援会	平成26年1月31日	平成26年2月10日
高橋義治後援会	平成25年12月31日	平成26年2月4日
てらさきつよし後援会	平成26年2月3日	平成26年2月17日
中島慎一を育てる会	平成26年1月31日	平成26年2月10日

ひわだ正子後援会	平成26年2月21日	平成26年2月21日
古川忠正後援会	平成26年2月21日	平成26年2月21日
みくりや幸弘後援会	平成25年12月31日	平成26年2月25日
横大路のぶゆき後援会	平成25年12月31日	平成26年2月14日
吉村勝後援会	平成25年12月31日	平成26年2月10日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年2月1日～2月28日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
村上 卓哉	田川市議会議員	村上たくや後援会	田川市大字弓削田513-2	村上 卓哉	平成26年2月10日	平成26年2月10日
鎌水 英一	うきは市議会議員	やり水英一後援会	うきは市浮羽町朝田268-3	鎌水 英一	平成26年2月10日	平成26年2月10日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年2月1日～2月28日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
後藤 元秀	豊前市長	福岡藤花会	公職の種類	豊前市長	福岡県議会議員	平成25年4月20日	平成26年2月24日
齊藤 守史	飯塚市長	さいとう守史後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市堀池154-7	飯塚市伊川60	平成26年2月9日	平成26年2月10日
月形 祐二	糸島市長	祐世会	公職の種類	糸島市長	福岡県議会議員	平成26年2月2日	平成26年2月27日
永岡 啓祐	北九州市議会議員	永岡啓祐後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区中井1-40-20-1F	北九州市小倉北区中井1-31-5	平成26年1月1日	平成26年2月27日
湊 孝典	福岡県議会議員	みなとから変える会	公職の種類	福岡県議会議員	北九州市議会議員	平成26年2月17日	平成26年2月17日
			政治団体の名称	みなとから変える会	みなとから戸畑を変えよう会		
			主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区日の出2-8-11	北九州市戸畑区千防2-6-30		
宮原 信孝	久留米市長	みやはら信孝後援会	主たる事務所の所在地	久留米市東町34-53	久留米市通町3-1	平成26年2月1日	平成26年2月10日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年2月1日～2月28日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
井上 寿義	八女市議会議員	井上寿義後援会	井上 寿義	平成25年12月31日	平成26年2月10日
櫻木 悟	宇美町議会議員	さくらぎ悟後援会	櫻木 悟	平成25年12月31日	平成26年2月25日
佐藤 俊郎	糸島市長	さとう俊郎後援会	佐藤 俊郎	平成26年1月31日	平成26年2月10日
高橋 義治	福岡県議会議員	高橋義治後援会	高橋 義治	平成25年12月31日	平成26年2月4日
御厨 幸弘	福岡市議会議員	みくりや幸弘後援会	御厨 幸弘	平成25年12月31日	平成26年2月25日

(5団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第125号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成26年6月23日（月） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表（合格者に対する講習修了証明書の交付）

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第126号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年5月16日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成26年6月10日（火） 13:30～16:30	福岡県直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成26年6月18日（水） 13:30～16:30	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成26年6月18日（水） 13:30～16:30	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること

- 。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第127号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年5月16日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年7月3日（木） 9：00～17：00	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25福岡 県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成26年7月10日（木） 9：00～17：00			
平成26年7月17日（木） 9：00～17：00			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年7月3日（木） 9：00～17：00	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。